

名古屋市交通局管理規程第9号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削る。

第11条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第13条第1項及び第2項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第13条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加える。

第20条の2第1項中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに第4条第1項に定める給料表(以下この項において「給料表」という。)の適用を受ける職員となったこと」に、「又は公署の移転」を「、公署の移転又は給料表の適用」に改める。

第30条第2項中「、第13条の3」を削る。

第35条第5項中「現在）」を「現在。以下同じ。）」に改める。

第36条第2項第1号中「奨励手当基礎額」の次に「（特定管理職員にあっては、当該職員の奨励手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 第2項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（特定管理職員にあっては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）とする。

第37条の2第1項及び第37条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第2項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、第5項中「配偶者及び」を削る。

第12条第4項中「次の各号に定めるとおり」を「各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、正規の勤務時間（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、7時間45分に当該職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）」に改め、同項各号を削る。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正）

第3条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中

「

3 4	2 3 1, 7 0 0	2 2 7, 6 0 0
3 5	2 3 1, 7 0 0	2 2 8, 6 0 0
3 6	2 3 1, 7 0 0	2 2 9, 6 0 0
3 7	2 3 3, 2 0 0	2 3 0, 1 0 0
3 8	2 3 3, 7 0 0	2 3 0, 1 0 0

を」

「

3 4	2 3 2, 5 0 0	2 2 7, 6 0 0
3 5	2 3 3, 2 0 0	2 2 8, 6 0 0
3 6	2 3 3, 7 0 0	2 2 9, 6 0 0
3 7	2 3 4, 2 0 0	2 3 0, 1 0 0
3 8	2 3 4, 6 0 0	2 3 0, 1 0 0

に改める。」

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「職制に関する定めによる長の職若しくはこれに相当する」を「職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号。以下「任用規則」という。）別表第2段階別職位表に掲げる課長補佐段階以上の」に改める。

第5条の2中「職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号。以下「任用規則」という。）」を「任用規則」に改める。

第23条第1項第5号中「職員の職務 1」を「職員の職務 4」に改める。

附則第7項の表中

「

3 3	2 3 1, 7 0 0	2 2 5, 3 0 0
3 4	2 3 2, 5 0 0	2 2 7, 6 0 0
3 5	2 3 3, 2 0 0	2 2 8, 6 0 0
3 6	2 3 3, 7 0 0	2 2 9, 6 0 0
3 7	2 3 4, 2 0 0	2 3 0, 1 0 0
3 8	2 3 4, 6 0 0	2 3 0, 1 0 0
3 9	2 3 5, 0 0 0	2 3 0, 1 0 0

を」

「

3 3	2 3 2, 5 0 0	2 2 5, 8 0 0
3 4	2 3 3, 2 0 0	2 2 8, 1 0 0
3 5	2 3 3, 7 0 0	2 2 9, 1 0 0
3 6	2 3 4, 2 0 0	2 3 0, 1 0 0
3 7	2 3 4, 6 0 0	2 3 0, 6 0 0
3 8	2 3 5, 0 0 0	2 3 0, 6 0 0
3 9	2 3 5, 4 0 0	2 3 0, 6 0 0

に改める。

」

別表第 6 昇格時号給対応表 1 企業職給料表(1) 中

「

「

6 級	6 級
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	1 0
1 0	1 1
1 1	1 2

1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1

1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2

5 2
5 3
5 4
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3
6 4
6 4
6 5
6 5
6 6
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7
7 8
7 9

を

5 3
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3
6 4
6 4
6 5
6 5
6 6
6 6
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7
7 8
7 9
8 0

に改める。

8 0
8 1
8 2
8 3
8 4
8 5
8 6
8 7
8 8
8 9
9 0
9 1
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5
1 0 6

8 1
8 2
8 3
8 4
8 5
8 6
8 7
8 8
8 9
9 0
9 1
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5
1 0 6
1 0 7

」

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 1 企業職給料表(1) 中

「

5 級
1 7
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3

5 級
1 7
1 7
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2

2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3

2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2

6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
7 0
7 2
7 4
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 0
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5
1 0 6
1 0 7
1 0 8
1 0 9
1 1 0
1 1 1
1 1 2
1 1 3
1 1 4
1 1 5

を

6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
7 0
7 2
7 4
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 0
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5
1 0 6
1 0 7
1 0 8
1 0 9
1 1 0
1 1 1
1 1 2
1 1 3
1 1 4

に改める。

1 1 6	1 1 5
1 1 7	1 1 6
1 1 8	1 1 7
1 1 9	1 1 8
1 2 0	1 1 9
1 2 1	1 2 0
1 2 2	1 2 1
1 2 3	1 2 2
1 2 4	1 2 3
1 2 5	1 2 4
1 2 6	1 2 5
1 2 7	1 2 6
1 2 8	1 2 7
1 2 9	1 2 8
1 3 0	1 2 9
1 3 1	1 3 0
1 3 2	1 3 1
1 3 3	1 3 2

」

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)
第5条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「課長補佐若しくはこれに相当する職以上の職又は副課長補佐若しくは」を「主任以上の職又は」に改める。

第6条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

第12条中「企業職給料表(1)の職務の級2級、3級、4級及び5級」を「企業職給料表(1)の職務の級2級、3級及び5級」に改める。

別表第1の表中

「

7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務所長、工場長、電気事務所長、電気事務所副所長、担当課長及び局付担当課長
-----	--

を

」

「

7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務所長、工場長、電気事務所長、担当課長及び局付担当課長
-----	--

に

」

改める。

（住居手当規程の一部改正）

第7条 住居手当規程（昭和47年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養親族（」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び」を加え、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削り、「同規程第5条第3号」を「同条第2号」に、「職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の適用を受ける職員、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用を受ける職員（給与規程の適用を受ける職員を除く。）、名古屋港管理組合の職員、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第2条第1項第4号に規定する他府県等の教員、同項第5号に規定する国等の医師等、同項第6号に規定する国等の操縦士等若しくは同項第7号に規定する国等の職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者から人事交流等により引き続き給与規程」を「新たに給与規程第4条第1項に規定する給料表」に、「当該規程」を「当該給料表」に改める。

（通勤手当規程の一部改正）

第8条 通勤手当規程（昭和51年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前2項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に、「その者」を「当該職員」に、「の2分の1に相当する額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に最長支給単位期間の月数を乗じて得た額）及び前2項」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前2項」を「前項」に、「最長支給単位期間」を「当該職員に係る手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（以下「最長支給単位期間」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、最長支給単位期間につき、150,000円に最長支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条第2項中「職員でなくなった場合」の次に「又は別に定める場合」を加える。

（単身赴任手当規程の一部改正）

第9条 単身赴任手当規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「公所を」を「別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、公所を」に改め、「移転」の次に「に伴い支給要件（給与規程第20条の2第1項に規定する職員たる要件又は第5条各号に規定する職員たる要件をいう。以下同じ。）を具備するに至った場合にあっては、当該異動又は公署の移転」を加え、「であって、別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上」を削る。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前5号の規定中「公所を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「新たに給与規程第4条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となったこと」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「給料表の適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第5条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第7条第1項中「給与規程第20条の2第1項に規定する職員たる要件又は第5条各号に規定する職員たる要件（以下「支給要件」という。）」を「支給要件」に改める。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第10条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「の規定に基づき、奨励手当基礎額の算定に同規程第35条第5項の規定を準用する場合における同項」を削り、「前項」を「前2項」に改め、同条に次の2項を加える。

4 給与規程第36条第5項に規定する「これに対する地域手当の月額」は、奨励手当の計算の基礎となる給料の月額に同規程第13条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

5 給与規程第36条第5項に規定する給料の月額及びこれに対する地域手当の月額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「給料、扶養手当」とあるのは、「給料」と読み替えるものとする。

第15条の3第1号中「1,000分の1,065から1,000分の1,395」を「1,000分の1,040から1,000分の1,475」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第1条（名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第37条の2及び第37条の3の改正規定に限る。）の規定は同年6月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

2 附則第15項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）は、令和5年4月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程、第5条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程及び附則第16項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（昇給の号給数の調整）

4 令和6年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第4条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（経過措置）

5 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」と

「(5) 著しい心身の機能の障害がある者
あるのは

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

ものを含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,

000円」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等

（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、

前項第6号に該当する扶養親族については4,000円（9級職員にあっては、2,000円）とする」とする。

- 6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後給与規程第10条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは「(5) 著しい心身の機能の障害がある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については2,000円（9級職員にあっては、1,000円）とする」とする。
- 7 改正後給与規程第20条の2第1項の規定は、施行日前に新たに給与規程第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 8 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する改正後給与規程第20条の2第1項の規定の適用については、同条第1号中「第4条第1項に定める給料表」とあるのは「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）附則別表第1又は附則別表第2の給料表」とする。
- 9 一部施行日より前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与規程第37条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 10 施行日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「(6) 著しい心身の機能の障害がある者は、6親等内の血族又は3親等内の姻族に限らない。」とあるのは「(6) 著しい心身の機能の障害がある者は、6親等内の血族又は3親等内の
(7) 配偶者は、夫又は妻とする。

姻族に限らない。

と、同条第5項中「職員の子以外の者」とあるのは「職員
の配偶者及び子以外の者」とする。

1 1 給与規程第4条第1項に規定する企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける主任助役及び助役のうち、令和7年3月31日現在において1週間の正規の勤務時間が38時間45分と定められた職員の職務（以下「特定職務」という。）を命じられ、かつ、施行日においても特定職務を命じられている職員で、第4条の規定による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程第23条第1項第5号による昇給の号給数の調整を受けた者については、施行日以後の最初の昇給日における昇給において3号給の調整を行う。

1 2 暫定再任用職員に対する第7条による改正後の住居手当規程第4条の規定の適用については、同条中「給与規程第4条第1項に規定する給料表」とあるのは、「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）附則別表第1又は附則別表第2の給料表」とする。

1 3 第9条の規定による改正後の単身赴任手当規程第5条第6号の規定は、施行日前に新たに給与規程第4条第1項に規定する給料表又は名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）附則別表第1若しくは附則別表第2の給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

1 4 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（昭和63年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

8 夜勤手当（前項に定めるものを除く。）に係る改正後給与規程第23条に規定する1時間当たりの給与額は、当分の間、同条中「1月平均の勤務時間」とあるのは、次の各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める時間にそれぞれ読み替えて、改正後給与規程第23条の規定を適用して算出した額とする。

- (1) 正規の勤務時間が、休憩時間を除き 4 週間を平均して 1 週間について
3 8 時間 4 5 分と定められている職員 1 4 8 時間
- (2) 正規の勤務時間が、休憩時間を除き 4 週間を平均して 1 週間について
3 0 時間と定められている職員 1 1 4 時間
- (3) 正規の勤務時間が、休憩時間を除き 4 週間を平均して 1 週間について
3 1 時間と定められている職員 1 1 8 時間

1 5 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 1 条の規定による改正後の」を削り、「第 3 9 条第 1 項の規定」の次に「並びに名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程第 1 2 条第 4 項の規定」を加え、「第 4 条第 1 項中」を「改正後給与規程第 4 条第 1 項中」に、「超えたときに限る。）」とする」を「超えたときに限る。）」と、名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程第 1 2 条第 4 項中「地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 4 0 号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された」とする」に改める。

1 6 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 項中「同項第 1 号から第 4 号まで」を「同条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」に改める。

1 7 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項を次のように改める。

1 5 暫定再任用職員に対する単身赴任手当規程第 5 条第 6 号の規定の適用については、同条第 6 号中「給与規程第 4 条第 1 項に規定する給料表」とあるのは「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和 5 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）附則別表第 1 又は附則別表第 2 の給料表」とする。

附則第 1 6 項を削り、附則第 1 7 項中「同項第 4 号の 4 中「前項第 4 号の

3に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員（暫定再任用職員を除く。）」と、同項第5号の2中「前項第6号に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員（暫定再任用職員に限る。）又は前項第6号に掲げる職員」と、」を削り、同項を附則第16項とし、附則第18項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。